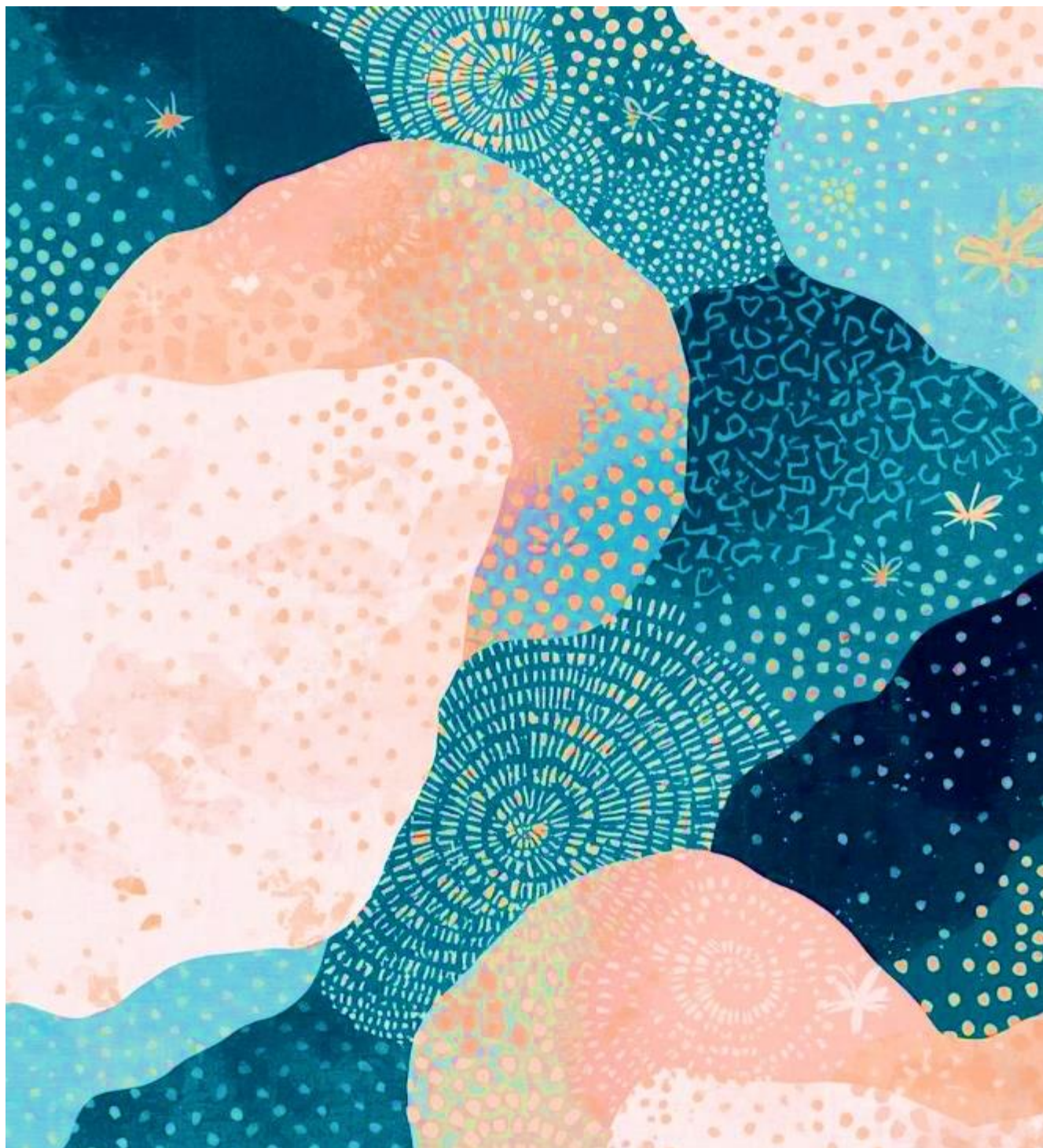


第 1 章 計画の策定にあたって



1 計画の趣旨

平成 11 年(1999 年)6 月、全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

これを受けて本市では、平成 12 年(2000 年)に「桐生ジェンダー・フリープラン 21」を策定し、その後、計画名を「桐生市男女共同参画計画」と改め、改定を重ねながら、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組を進めてきました。

しかしながら、市の審議会等附属機関における女性委員の割合は令和 7 年(2025 年)4 月時点で 25.8%と、令和 7 年(2025 年)度末までの目標としている 30%には届きませんでした。

また、令和 6 年(2024 年)度に実施した市民意識調査結果からは、さまざまな分野における男女の不平等が依然として残っている状況が明らかになり、多くの課題が残っています。

このような状況を踏まえ、社会の変化等に対応しながら、男女共同参画社会実現に向けた取組をさらに強化・発展させていくため、施策等を再整理し、「桐生市男女共同参画計画(令和 8 年度～令和 12 年度版)」を策定しました。

2 計画の性格

- ◆ 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく市町村男女共同参画計画として、国の「第 6 次男女共同参画基本計画」及び県の「群馬県男女共同参画基本計画(第 6 次)」を勘案し、桐生市男女共同参画推進協議会や桐生市男女共同参画庁内推進会議における協議、市民意識調査、パブリックコメント等による意見を反映して策定しています。
- ◆ 基本目標Ⅱの項目については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第 6 条第 2 項に規定される市町村推進計画として位置付けています。
- ◆ 基本目標Ⅲ 施策の方向 1 の項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV 防止法)」第 2 条の 3 第 3 項に規定される市町村基本計画として位置付けています。
- ◆ 基本目標Ⅲ 施策の方向 4 の項目については、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」第 8 条第 3 項に規定される市町村基本計画として位置付けています。
- ◆ 本市の最上位計画である「桐生市第六次総合計画」の個別計画としての性格を有するとともに、その他の市の関連計画との整合性を持つものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和 8 年(2026 年)度から令和 12 年(2030 年)度までの 5 年間とします。なお、計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の背景

1) 世界の動き

国連は、昭和 50 年(1975 年)を「国際婦人年」と定め、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」(第 1 回世界女性会議)を開催し、女性の地位向上を目的とした「世界行動計画」を採択しました。その後、「国際婦人の 10 年」(1976 年～1985 年)を通じて女性の人権擁護と男女平等実現に向けた取組が進められ、昭和 54 年(1979 年)には「女子差別撤廃条約」が採択されました。さらに、平成 7 年(1995 年)には、第 4 回世界女性会議(北京)で「北京宣言」と「行動綱領」が採択され、男女平等の実現に向け優先して取り組むべき 12 の重大問題領域と、その領域ごとの戦略目標と行動が示され、各国の政策・計画づくりと進捗評価の指針となりました。

また、平成 23 年(2011 年)には、ジェンダー 関連 4 機関が統合して「UN Women」が発足しました。平成 27 年(2015 年)には「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標(SDGs)におけるゴール 5「ジェンダー平等の実現」が掲げられました。その後も、毎年進捗評価が行われる中、COVID-19 パンデミックが女性や女児に与えた影響が指摘され、経済的格差や暴力の問題が改めて浮き彫りになっています。

令和 5 年(2023 年)には、日本で開催された「G7 日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」において、ジェンダー平等に向けた国際連携の重要性が議論され、特にデジタル分野における格差是正や女性のエンパワーメントが主要テーマとなりました。このように、ジェンダー平等の実現に向けた取組は、国際的な枠組みの中で時代ごとの課題に対応しながら進化を続けています。

2) 国の動き

国は、昭和 50 年(1975 年)の「国際婦人年世界会議」および「世界行動計画」を受けて、昭和 52 年(1977 年)に「国内行動計画」を策定し、昭和 60 年(1985 年)には「女子差別撤廃条約」を批准しました。これを契機に国内法や制度の整備が進められ、平成 11 年(1999 年)には「男女共同参画社会基本法」の公布・施行、その翌年の平成 12 年(2000 年)には基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

この計画は 5 年ごとに見直され、この基本計画のもと、男女共同参画の具体的施策として平成 19 年(2007 年)に「仕事と生活の調和憲章」と行動指針が策定され、「育児・介護休業法」の改正により、仕事と家庭の両立支援が強化されてきました。

また、平成 27 年(2015 年)には「女性活躍推進法」、平成 30 年(2018 年)には「政治分野における男女共同参画推進法」が制定され、各分野における女性の活躍推進が図られています。特に、女性活躍推進法は令和 7 年(2025 年)の改正により、令和 7 年度末の期限が 10 年間延長されるとともに、女性の職業生活における活躍に関する情報公表が強化され、さらなる女性の登用促進が期待されることです。

さらに、女性に対する暴力の根絶に向けて「ストーカー規制法」や「DV 防止法」の法改正が重ねられ、令和 4 年(2022 年)には「女性支援新法」が成立し、DV や経済的困窮、性暴力など、複合的な困難を抱える女性への包括的な支援体制が整備され、安全で安心な生活環境の実現が進められています。

3) 群馬県の動き

群馬県では、昭和 50 年(1975 年)の国際婦人年を契機に、昭和 55 年(1980 年)に「新ぐんま婦人計画」が策定し、その後も「新ぐんま女性プラン」が平成 5 年(1993 年)、「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画としての「ぐんま男女共同参画プラン」が平成 13 年(2001 年)に策定され、女性施策の推進体制の整備が行われました。

また、平成 16 年(2004 年)には「群馬県男女共同参画推進条例」が制定され、「ぐんま男女共同参画プラン」もその後、数度の見直しを経て、令和 8 年(2026 年)には「群馬県男女共同参画計画(第 6 次)」が策定されています。

さらに、配偶者からの暴力の根絶に向けた取組として、平成 18 年(2006 年)に「ぐんま DV 対策基本計画」が策定され、その後改定を重ね、令和 6 年(2024 年)には、国の「女性支援新法」の施行を踏まえて「DV 対策推進計画」と「困難女性支援計画」を一体化した「第 5 次ぐんま DV 対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」が策定され、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現が推進されています。

4) 桐生市の動き

本市では、平成 3 年(1991 年)に「桐生市第三次総合計画」において初めて「女性の社会参加」の積極支援について明記し、平成 7 年(1995 年)に桐生市教育委員会社会教育委員会議から「男女共同参画社会づくりについて」が建議されたことを受け、平成 8 年(1996 年)にさらなる推進を図るための部署を新設しました。

その後、懇談会や審議会等※ 1 を整備し、「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、平成 12 年(2000 年)に男女平等を進める桐生市行動計画「桐生ジェンダー・フリープラン 21」を策定しました。

また、男女共同参画を推進する庁内組織として、桐生市男女共同参画庁内推進会議を設置しました。平成 17 年(2005 年)には市町村合併があり、桐生、新里、黒保根 3 地区一体化に向けたまちづくりを進める中、平成 18 年(2006 年)に男女共同参画社会の実現に向けて「桐生市男女共同参画計画」を策定しました。その後は改定を重ね、社会状況の変化等に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな施策を展開してきました。

※ 1 : 市民委員を含む男女共同参画推進のための協議を行う組織は、平成 9 年(1997 年)以降、異なる名称で数年ごとに組織されていましたが(参考資料の年表参照)、平成 21 年(2009 年)以降は「桐生市男女共同参画推進協議会」として定着しています。

5) 桐生市の現状からみる課題

「桐生市男女共同参画計画(令和 3 年度～令和 7 年度版)」における各施策の取組状況や令和 6 年(2024 年)度を実施した「桐生市男女共同参画市民意識調査」※ 2 の結果や社会状況等をもとに、本計画にて特に注力して取り組むべき課題を抽出しました。

※ 2 : 結果の抜粋版を「参考資料」に掲載

(1) あらゆる分野における女性の参画促進

市政運営において女性の意見を十分に反映させるため、本市では市の審議会等附属機関や組織における女性の登用を推進してきましたが、令和 7 年(2025 年)4 月時点における市の審議会等附属機関の女性委員の割合は 25.8%であり、令和 7 年度(2025 年度)末までの目標として掲げていた 30%を達成するに至りませんでした。

さらに、区長や自治会長など地域社会の役職における女性の参画も進んでいないのが現状で、災害時における男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策のためにも、地域における女性の参画を促進することは極めて重要です。

また、令和 6 年(2024 年)に実施した令和 6 年度桐生市男女共同参画市民意識調査では、政治の場において「男性優遇」と感じている人が 68.6%である一方、「女性優遇」と感じている人はわずか 0.3%にすぎず、男女平等が実現されていると感じていない人が多い現状が浮き彫りになっています。

国は、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合を 30%程度とする目標を掲げ、これを通過点として継続的な取組を進めることで、2030 年代には性別を意識せず誰もが活躍できる社会を目指しています。本市もこの流れに沿い、あらゆる分野における女性の参画促進に向けた具体的な取組のさらなる強化が求められます。

(2) 固定的性別役割分担意識の解消

桐生市では、昭和 50 年(1975 年)をピークに人口が減少に転じ、令和 6 年(2024 年)5 月 1 日時点で 10 万人を下回りました。特に 15 歳～39 歳の若い世代で地元を離れる人が多く、若い女性の市外流出は合計特殊出生率の減少につながり、令和 4 年(2022 年)には 0.95 と初めて 1 を下回りました。婚姻数も減少傾向にあり、この 10 年でほぼ半減しています。

こうした課題の背景については、職場、家庭、地域社会などさまざまな場面で表出する固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の存在が要因の一つとして指摘されています。この意識は、女性への家事・育児・介護負担の偏りや男女間の賃金格差を生むだけでなく、男性にとっても過重労働による心身の健康悪化や生活の質の低下をもたらしています。

令和 6 年度桐生市男女共同参画市民意識調査では、社会全体における男女の平等感について 64.2%の人が「男性優遇」と感じており、「女性優遇」と答えた人はわずか 4.6%にとどまっています。

少子高齢化や人口減少が急速に進行する中で、地域の活力を維持し向上させるためには、女性や若者の活躍がこれまで以上に重要となっています。

そのためには、固定的な性別役割分担意識や男女間の不平等を解消し、全ての人が希望に応じて活躍できる男女共同参画社会を実現し、誰もが暮らしやすい魅力的な地域づくりを進めていくことが必要です。

桐生市男女共同参画計画(令和3年度～令和7年度版)の指標における達成状況

指標	実績値		目標値	達成状況	
	(令和元年度)	(令和6年度)	(令和7年度)		
基本目標Ⅰ	「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛同しない人の割合 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	47.5%	80.6% ※3	60.0% 以上	—
	男女共同参画セミナー参加者のうち「参考になった」と回答した人の割合	89.7%	100%	92.0% 以上	達成
基本目標Ⅱ	市の審議会等附属機関における女性委員の割合	22.9% (令和2年度)	25.8% (令和7年度)	30.0% 以上	未達成 (向上)
	ママ&パパ教室参加世帯における父親の受講率	78.0%	81.3%	80.0% 以上	達成
	女性に対する創業支援件数	年間 9 件	52 件	年間 20 件以上	達成
基本目標Ⅲ	DVを受けた際に誰にも相談しなかった人の割合 (桐生市男女共同参画市民意識調査)	46.3%	59.2%	35.0% 以下	未達成 (後退)
	健康教育への参加者のうち健康意識向上者の割合	69.2%	78.0%	90.0% 以上	未達成 (向上)

※3：令和元年度調査では「どちらともいえない」という選択肢があったが、令和6年度調査にはなかったため、効果測定不能

5 計画の基本的な考え方

1) 分野横断的な価値としての「男女共同参画」

全ての人がかかわらず、自らの個性や能力を十分に発揮できる、持続可能で活力ある社会を実現するためには、あらゆる分野において男女共同参画の視点を確保することが不可欠です。そのためには、行政だけでなく、市民、事業所、各種団体等が一体となって取り組むことが重要であり、いずれかが欠ければ、男女共同参画社会の実現は困難となります。

市職員一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、本計画に掲載されている施策に限らず、全ての施策に男女共同参画の視点を反映させることが求められています。

また、地域に関わる全ての人々が、男女共同参画や男女平等に関心を持ち、「性別にかかわらず誰もが能力を十分に発揮することのできる環境づくり」を、自分事として家庭や地域、学校、職場などで推進していくことが非常に重要です。

第3章では、市民、事業所、各種団体の皆さんに取り組んでいただきたい事項を施策の方向ごとに掲載しています。ぜひ、取組の参考としてご活用ください。

2) SDGs を踏まえた各施策の推進

「世界の動き」でも触れた通り、国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」では、ゴール5に「ジェンダー平等の実現」が掲げられるとともに、17の全てのゴールにおいて「ジェンダーの視点の主流化」が不可欠であることが示されています。「ジェンダー平等の実現」とは、社会的・文化的に「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」といった固定観念や先入観が生み出す、性別に基づくあらゆる偏見や差別を解消し、社会における男女の格差を是正することを指します。そして、全ての人がかかわる能力を最大限発揮し、そのための機会を平等に享受できる社会を築くことを目指すものです。

この理念は、本計画の理念や目標と共通するものであり、本市では、SDGsとの結びつきを意識しながら各施策を推進していきます。第2章には、施策の方向ごとに対応するSDGsゴールのアイコンを掲載しています。